平成16年(ワ)第15443号 著作権確認請求事件 口頭弁論終結日 平成16年9月8日

株式会社ワンダーファーム 同訴訟代理人弁護士 川村理

告 被 株式会社ジャパンディレクコーポレーション

- 別紙著作物目録1ないし4記載の著作物につき、原告が著作権を有すること を確認する。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。

び 玾 事 実 及 由

第 1 請求

主文同旨

第 2 原告の主張

当事者

- 原告は、映画製作等を業とする株式会社である。 (1)
- 被告は、映画の企画及び制作等を業とする株式会社である。
- 映画制作委託契約

原告は、被告との間で、平成15年4月17日、次の内容の映画制作委託契約を 結んだ(以下「本件契約」という。)

- (1) 被告は、原告に対し、別紙著作物目録1ないし4記載の著作物(以下「本件著作物」という。)の原作に基づくアニメーション映画の制作を委託する。 (2) 制作費は、8190万円(消費税込み)とし、被告は、原告に対し、これを
- 次のとおり分割して支払う。
 - 平成15年4月28日限り 500万円
 - **2 3** 年5月30日限り 2230万円
 - 同 年6月30日限り 2730万円
 - 年7月31日限り 2730万円 **(4**) 同
- (3)原告が本件契約に基づいて制作した著作物(本件著作物)の著作権は、被告 に帰属する。
- 被告が本件契約上の義務に違反した場合、原告は、催告を要せず、本件契約 **(4**) を解除することができる。

本件契約が解除された場合,被告は,原告に対し,本件契約により取得した権利 を無条件で譲渡しなければならない。

本件映画の製作

原告は、本件契約に基づき本件著作物を製作し、その著作権者となったが、被告 は、本件契約(上記2(3))に基づき、本件著作物の著作権を取得した。

支払期日の経過

前記2(2)4の支払日である平成15年7月31日は経過した。

解除の意思表示

そこで,原告は,被告に対し,平成16年9月7日,本件訴状の公示送達をもっ て,本件契約を解除する旨の意思表示をした。

まとめ

よって,原告は,被告に対し,本件著作物につき原告が著作権を有することの確 認を求める。

当裁判所の判断

- 証拠(甲1~5)及び弁論の全趣旨によれば、請求原因1(当事者)、2 (映画制作委託契約)及び3(本件映画の製作)が認められる。
- 請求原因4(支払期日の経過)及び5(解除の意思表示)は、当裁判所に顕 著である。
- 以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担 につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第40部

裁判長裁判官 市 Ш 正 E

> 杉 樹 裁判官 浦 正

(別紙) 著作物目録